

令和8年度 福島県町村会第1回統一試験

(公益財団法人日本人事試験研究センター委託)

広野町職員採用候補者試験のお知らせ

1 採用予定日

令和9年4月1日

2 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員
大学卒程度（行政・土木・建築）	若干名
短大卒・高専卒程度（土木・建築）	若干名
資格免許職（保育教諭） ※保育士資格並びに幼稚園教諭一種または二種 免許取得者	若干名

3 受験資格

- 平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者、若しくは令和9年3月までに卒業見込の者（学歴は問いません。）
- 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
 - 日本の国籍を有しない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

- 第1次試験
 - 教養試験（大学卒程度、短大卒・高専卒程度、資格免許職）
試験職種の職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。
 - 専門試験（大学卒程度、短大・高専卒程度、資格免許職）
試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を

行います。

③ 事務適正検査、一般性格診断検査、職場適応性検査

事務職員としての適応性（正確さ、迅速さ等の作業能力）、公務員に求められる資質（性格傾向）、公務の職業生活への適応性（職務への対応や対人関係に関する性格傾向）について検査します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文による試験を行います。

5 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

6 試験の期日、場所及び発表

大学卒程度、短大卒・高専卒程度、資格免許職

区 分	期 日	時 間	試験会場	合格発表
第1次試験	令和8年 7月12日 (日)	受 付 9:00～ 9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～15:00 事務適正検査 性格特性検査 職場適応性検査 15:15～16:50	福島市金谷川1番地 福島大学	令和8年8月下旬 広野町役場掲示場に合格者番号を掲示し、合格者に通知するほか、町ホームページに合格者番号を掲載します。
第2次試験	令和8年 9月19日 (土) ※公務により変更の場合あり	受 付 8:30～ 8:50 小論文試験 9:00～10:00 面接試験 10:30～	双葉郡広野町 大字下北迫字苗代替35番地 広野町役場	令和8年10月上旬 広野町役場掲示場に合格者番号を掲示し、合格者に通知するほか、町ホームページに合格者番号を掲載します。

7 合格者の採用

(1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

(2) 初任給は、本町の給料表によるが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。（例）大卒初任給 242,500円（R8.4.1現在）

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本町総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度（行政・土木・建築）、短大卒・高専卒程度（土木・建築）、資格免許職（保育教諭）のいずれか試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、本町総務課庶務係に提出してください。申込書を郵送する場合は110円切手を貼った自分宛の封筒（定形サイズ）を同封し、その表に「大学卒程度（行政・土木・建築）、短大卒・高専卒程度（土木・建築）、資格免許職（保育教諭）のいずれか試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

② 申込用紙には、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）を受験票の写真欄に貼ってください。

（申込用紙の注意書きと内容が異なります。）

(3) 受付期間等

① 直接持参して申し込む場合

受付期間等 **令和8年5月13日（水）から同6月12日（金）**
土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分

② 郵便で申し込む場合（簡易書留で送付してください）

受付期間等 6月10日までの郵便局の消印があるものまで受付けます。

9 試験結果の開示

採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示請求できる人、開示の内容、開示期間等については、次のとおりです。

開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示場所
第1次試験不合格者	総合計点	第1次試験合格発表の日から起算して1月間	広野町役場 2階 総務課
第2次試験受験者		第2次試験合格発表の日から起算して1月間	

※ 開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

※ 開示を請求する際には、本人であることを確認するための運転免許証、旅券等本人の顔写真が添付された書類をご提示願います。

10 その他

(1) 受験票は、受験当日に必ず持参してください。受験票がない場合、又は受験票に写真が貼ってない場合は、受験できません。

(2) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(3) 昼食を持参してください。

- (4) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れはできません。
- (5) 申込書を郵送された方で、7月1日までに受験票が届かない場合は、総務課庶務係に問い合わせてください。
- (6) この試験に関する不明な点を郵送で問い合わせる場合は、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

11 試験に関する問い合わせ、試験申込書の請求及び提出先

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地

広野町総務課 庶務係

電話番号 0240-27-2111